

地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から、国内の取引や輸入される貨物に対して課税されます。

【納める人】

国の消費税と同じです。

- (1) 国内取引……商品の販売やサービスの提供を行った事業者〈譲渡割〉
- (2) 輸入取引……課税貨物を保税地域※から引き取る者〈貨物割〉

※ 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税(国税)の支払が猶予される場所です。

【納める額】

国に納める消費税額の22/78

(消費税率に換算すると2.2%に相当し、国の消費税と合わせた負担率は10%です。)

	標準税率	軽減税率
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
消費税率	7.8%	6.24%
合計	10%	8%

※ 一定の飲食料品や定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡には、軽減税率が適用されます。

【申告と納税】

- (1) 国内取引に係る地方消費税〈譲渡割〉は、当分の間、消費税と併せて国(税務署)に申告し、納付します。
- (2) 輸入取引に係る地方消費税〈貨物割〉は、消費税と併せて国(税関)に申告し、納付します。

※詳細については、最寄りの税務署又は税関へお問い合わせください。

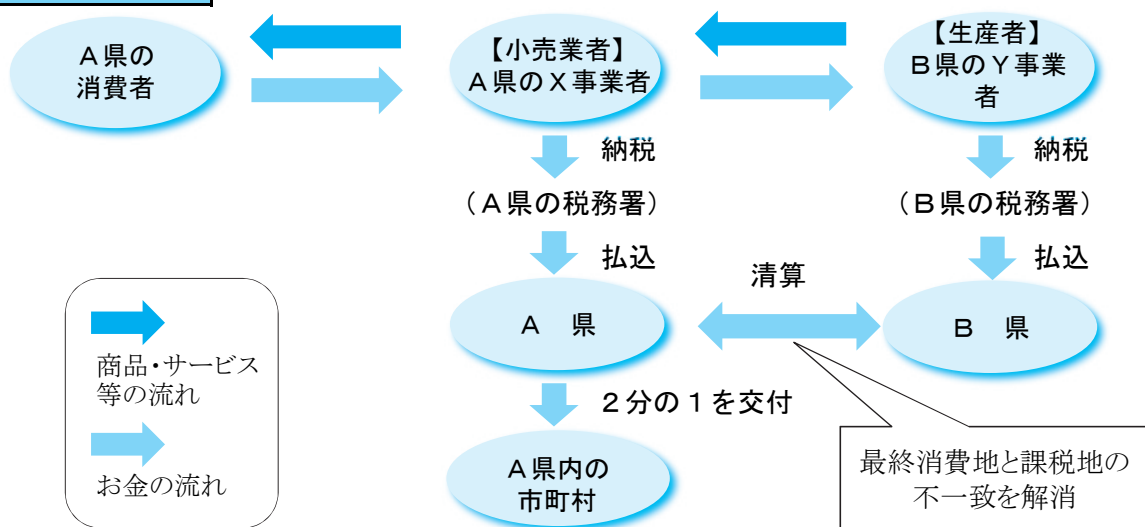
【都道府県間の清算】

地方消費税は国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税ですので、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、最終消費地と課税地の不一致が解消され、最終消費地の都道府県の収入になります。

【市町への交付】

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、県内市町の人口等に基づきあん分され、各市町に交付されます。

地方消費税の流れ



適格請求書等保存方式(インボイス制度)

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されました。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

●「インボイス制度」とは？

◇ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

◇ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され、取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

●「インボイス」とは？

◇ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

○現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> (～令和5年9月)

請求書		【記載事項】
〇〇(株)御中	株△△	①請求書発行事業者の氏名又は名称
●年■月分		②取引年月日
■月▲日 割りばし	550 円	③取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※	5,400 円	④税率ごとに区分して合計した対価
合 計	43,600 円	⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象	22,000 円)	
(8%対象	21,600 円)	
※は軽減税率対象		

<インボイス> (令和5年10月～)

請求書		【記載事項】
〇〇(株)御中	株△△(T1234...)	①登録番号 <課税事業者のみ登録可能>
●年■月分		②適用税率
■月▲日 割りばし	550 円	③税率ごとに区分した消費税額等
■月▲日 牛 肉 ※	5,400 円	
合 計	43,600 円	
10%対象	22,000 円 内税 2,000 円	
8%対象	21,600 円 内税 1,600 円	
※は軽減税率対象		

● 適格請求書発行事業者の登録を受けるには？

◇ インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。

(令和5年9月30日までに提出した場合は、令和5年10月1日までに登録通知が届かなかった場合であっても、同日から登録を受けたものとみなされます。)

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けています。

【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)

【受付時間】9:00～17:00(土日祝日除く)

個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署までお問合せください。(連絡先は52ページをご覧ください)